

マリンコーラル号借受者募集要項

令和2年8月

佐伯市観光ブランド推進部観光課

(蒲江振興局地域振興課)

目 次

1	借受者公募の目的	2
2	対象船舶の概要	2
	(1) 船舶の名称	
	(2) 船舶の管理所在地	
	(3) 船舶の概要	
3	貸付の条件	2
4	応募者の資格	3
5	管理に要する経費	4
	(1) 管理運営経費	
6	借受者の公募手続	5
	(1) 公募スケジュール	
	(2) 公募手続	
7	借受者の候補の選定	8
	(1) 選定方法	
	(2) 選定基準	
	(3) ヒアリング等	
	(4) 審査結果の通知及び公表	
8	事業実施状況の監視等	9
	(1) モニタリング	
	(2) 利用者アンケートの実施	
	(3) 帳簿類等の提出要求	
9	その他	9
	(1) 借受者の履行責任に関する事項	
	(2) 事業の継続が困難となった場合の措置	
	(3) 契約書の解釈に疑義が生じた場合等の措置	
10	問い合わせ先	10

マリンコーラル号借受者募集要項

1 借受者公募の目的

マリンコーラル号は、サンゴ礁や魚などの鑑賞、サンライズクルーズなど観光振興を目的として建造された船舶です。

今回の公募は、民間事業者の自主性や創意工夫を活かした効率的な運営により、マリンコーラル号の利用者サービスの向上を図り、観光振興の充実を目的として、同船舶を民間事業者に貸し付けるために行うものです。

2 対象船舶の概要

- (1) 船舶の名称 マリンコーラル号
- (2) 船舶の管理所在地 佐伯市蒲江大字竹野浦河内（元猿漁港）
- (3) 船舶の概要

船舶の構造：FRP製船舶

船舶の用途：遊覧船（グラスボート）

長さ：11.98m 幅：2.98m 深さ：0.9m

総トン数：4.8トン

船内機：S4M-MTK（三菱重工業（株））2機

連続最大出力：124.00KW 168.6PS

連続最大回転数：2520rpm

※現在の船舶検査証書有効期限：平成36（令和6）年10月9日まで

【沿海区域】大分県黒津ノ鼻から90度に引いた線と同県佐伯市蒲江を経て、宮崎県御埼から120度に引いた線の間における九州の海岸から10海里以内の水域及び船舶安全法施行規則第1条第6項の水域に限る。

3 貸付の条件

- (1) 貸付方法
市と借受者との間で「船舶賃貸借契約書」を締結し船舶を貸し付けるものとします。
- (2) 貸付期間
令和2年11月1日～令和5年3月31日までとします。
なお、貸付の期間内であっても、貸付を継続することが適当でないと認めるときは、貸付を取り消すことがあります
- (3) 用途指定
借受者は、貸付船舶を佐伯市の観光振興を目的とした佐伯管内の遊覧船などの用途で使用するものとします。

(4) 貸付料

貸付料は、借受者に決定した者が応募に当たって提案した額とします。応募者は、自らの事業計画に基づき、次に掲げる基準貸付料を下回らない範囲で、市に支払う貸付料の年額を算定し提案して下さい。なお、契約金額は消費税相当額を含むものとしますが、応募に際しては消費税相当額を含まない金額を提案するものとします。

基準貸付料(年額)	10,000円
-----------	---------

(5) 転貸の禁止

原則として、転貸は認めません。ただし、あらかじめ市と協議の上、文書による承認を得た場合はこの限りではありません。

(6) 管理運営基準等の遵守

借受者は、マリンコーラル号の運営に当たっては、公募の目的並びに借受者が事業計画書に定めた内容(※)を遵守するものとします。

※市より事業計画の内容について指示があった場合は、それに従って下さい。

(7) 注意義務

借受者は、善良なる管理者の注意をもって、マリンコーラル号を管理するものとします。

(8) 船舶の改造の禁止

原則として、船舶の改造は認められません。ただし、あらかじめ市の承認を得た場合は、この限りではありません。

(9) 船舶の管理場所

貸付後の船舶の管理場所については、借受者側で確保するものとします。また、その費用を市に請求しないものとします。

(10) 事業計画に伴う諸手続

安全管理規程設定届出書や水面利用許可申請など、事業計画に伴う諸手続は、借受者側で行うものとします。また、その費用を市に請求しないものとします。

(11) 請求権の放棄等

借受者は、貸付船舶に投じた有益費及び必要経費を市に請求しないものとします。

(12) 返還時の条件

貸付期間が満了又は契約が解除されたときは、借受者の所有・管理する物品等を撤去し、原状に回復して市へ返還するものとします。ただし市が現状に回復することが不要と認める場合は、この限りではありません。

4 応募者の資格

応募しようとする法人等は、次の各号のいずれにも該当する法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

(1) 佐伯市内に事務所を置く又は置こうとする法人等であること。

(2) 法人等は、以下の条件の全てを満たすものとします。

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない法人等であること。
- イ 佐伯市から指名停止措置を受けていない法人等であること。
- ウ 市税等を滞納していない法人等であること。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生又は再生手続を行っていない者であること。また、銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断されるものでないこと。
- オ 地方自治法第92条の2、第142条、第166条及び第180条の5の規定に該当する者でないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
- (7) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある法人等でないこと。
- (8) 暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者を役員に含む法人等でないこと。
- (9) 暴力団員が役員となっている法人等でないこと。
- (10) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している法人でないこと。
- (11) 暴力団員又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している法人等でないこと。
- (12) 暴力団員又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している法人等でないこと。
- (13) 暴力団員又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している法人等でないこと。
- ※ 応募時に設立していなくても応募できることとしますが、その場合、その実現性を証明する資料を提出してください。

5 管理に要する経費

(1) 管理運営経費

本貸付後の費用分担については、下記のとおりとする。

項 目	負担者	備 考
船舶検査	借受者	
船舶保険	借受者	
傷害保険	借受者	
旅客協会費	借受者	
無線局更新費用	借受者	
修繕費(小規模修繕)	借受者	年間25万円までを基準とする。
燃料費等、オイル等消耗品	借受者	
修繕費(大規模修繕)	市	

※費用負担について、疑義が生じた場合は市と借受者で協議のうえ決定します。

6 借受者の公募手続

(1) 公募スケジュール

具体的な実施スケジュールは以下のとおりです。ただし、問い合わせ等は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く開庁日の午前8時30分から午後0時15分まで、午後1時から午後5時まで（以下「開庁時間等」という。）をお願いいたします。

【スケジュール】

8月27日（木）……募集要項等公表

8月27日（木）から9月11日（金）まで……募集要項等配布

9月14日（月）10時00分から……募集要項等に関する説明会（現地見学会含む。）

9月15日（火）から9月18日（金）まで……募集要項等に関する質問の受付

9月25日（金）……募集要項等に関する質問の回答

9月28日（月）から10月9日（金）まで……応募申込書等の提出

(2) 公募手続

ア 募集要項等配布

以下のとおり、募集要項等を配布します。

配布期間 8月27日（木）から9月11日（金）まで

配布場所 ①佐伯市中村南町1番1号

佐伯市観光ブランド推進部観光課 及び

②佐伯市蒲江大字蒲江浦373番地1

佐伯市蒲江振興局地域振興課

イ 募集要項等に関する説明会（現地見学会）

募集要項等に関する説明会を下記により行います。本説明会では、募集要項等の配布を行うとともに、会場において本船舶に関する詳細図面を閲覧することができます。

なお、詳細図面については、本説明会終了後、応募書類等の提出締切日までの間、問い合わせ先において閲覧することができます。閲覧は、開庁時間等とします。

日時：令和2年9月14日（月） 10時00分から

場所：佐伯市蒲江大字畑野浦（上入津漁港）※大分県漁業協同組合 上入津支店裏

参加人数：各団体3人以内とします。

参加申込：参加希望の方は「マリンコーラル号借受者募集要項等に関する説明会参加申込書」に必要事項を記入のうえ、9月11日（金）17時までに、問い合わせ先（「10」参照）あてにFAX又は電子メールにてお申し込み下さい。

ウ 募集要項等に関する質問票の受付

募集要項等の内容に関する質問を「マリンコーラル号借受者募集要項等に関する質問票」により、以下のとおり受け付けます。

受付期間：令和2年9月15日（火）から9月18日（金）まで

提出場所：「10 問い合わせ先」に同じ

提出方法：質問書はFAX又は電子メールによる送付とします。

エ 募集要項等に関する質問の回答

すべての質問に対する回答を希望者全員にFAXにより送付します。なお、希望者は質問締切日までに問い合わせ先（「10」参照）にFAX又は電子メールにより質問の回答を希望する旨をお知らせください。

回答日：令和2年9月25日（金）

オ 応募申込書等の提出

申込書等を以下のとおり受け付けます。

（ア）応募申込書類

申込みに当たっては、以下の書類を市に提出していただきます。なお、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

- a 借受者応募申込書
- b マリンコーラル号に関する事業計画書
- c マリンコーラル号に関する収支計画書
 - ・令和2年度から令和4年度までの各年度ごとに作成すること。
- d 誓約書を添付すること。
- e 借受者として必要とする資格等を有することを証する書類
- f 定款、寄附行為の写し、規約又はこれらに類する書類
- g 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- h 団体代表者の住民票抄本
- i 団体の役員名簿
- j 前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書類（設立趣旨、従業員数、資本の額、経営規模など）
- k 前事業年度における貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の団体の財務状況を明らかにする書類
- l 市税等（国民健康保険税を含む。）の滞納がないことを証明するもの（納税証明書）（市税完納証明書）
- m その他市長が必要と認める書類

（イ）受付期間：令和2年9月28日（月）から10月9日（金）まで

午前8時30分から午後0時15分まで、午後1時から午後5時まで

（ウ）提出場所：問い合わせ先に同じ（「10」参照）。

（エ）提出方法：応募申込書等7部（正本1部及び副本6部※副本は複写可）を上記に定める提出場所に持参してください。

提出は上記方法に限り、郵送・ファクシミリ等による提出は受理しません。要求した内容以外の書類、図面等についても受理しません。

(オ) 申込みに当たっての留意事項

a 複数の申込みの禁止

1 応募者につき 1 申込みとし、複数の申込みをした場合は、失格とします。

b 申込書提出期限までに所定の書類の提出がない場合

申込みはなかったものとして取り扱うこととします。

c 接触の禁止

申込者及び申込者の代理人並びにそれ以外の関係者が選定に対する不当な要求を行った場合、又は借受者選定委員会委員（以下「選定委員会」という。）に個別に接触した事実が認められた場合には、失格となることがあります。

d 応募の辞退

団体の解散等の事情により、応募を辞退することが明白となった場合には、応募辞退届を提出してください。

提出場所：問い合わせ先に同じ（「10」参照）。

e 提案内容変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

f 虚偽の記載をした場合及び不正があった場合の無効

申込書類に虚偽の記載があった場合や不正があった場合、当該申込は無効とします。

g 著作権の帰属等

事業計画書等の著作権は、申込者に帰属します。ただし、市は、借受候補者の決定の公表等必要な場合には、事業計画書等の内容を無償で利用できるものとします。

なお、申込書類は理由の如何に関わらず返却しません。

h 情報公開条例に基づく公開請求

提出された申込書類、審査結果等については、佐伯市情報公開条例に基づく公開請求の対象となるとともに、原則として借受候補者の決定後、申込者名、選定結果等を公表するものとします（非公開情報、個人に関する情報や申込者の正当な利益を害するおそれのある情報等を除く）。

i 費用負担

申込に関して必要となる費用は申請団体等の負担とします。

j 本提案応募のために説明会・現地見学等、定められた機会を除き、市から便宜を図ることはできません。応募者は市が提供した情報、独自に合法的に入手した情報のみで提案を行ってください。

k 本提案で得た情報について、応募者は第三者への公表及び他目的への使用をすることはできません。ただし、以下の情報についてはその対象ではありません。

- ・公知となっている情報
- ・第三者により本業務に関し合法的に入手できる情報

- l 申込書類に該当がない場合
申立書にその旨記入して提出してください。
- m 借受者に決定した者が、正当な理由がなく市が指定する期日までに契約締結に応じなかった場合は、決定を取り消し契約を締結しません。
- n 借受者の決定から契約締結までの間に、借受者の資金事情の変化等により契約の履行が確実にないと市が判断した場合、著しく社会的信用を損なう等により借受者として相応しくないと市が判断した場合には、契約を締結しないことがあります。
- o 応募に当たって、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づいて保護される第三者の権利の対象になっている事業手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとします。

7 借受者の候補の選定

(1) 選定方法

選定委員会を設置し、各委員が次の選定基準に基づいて審査した評点の合計が最も高い申請者を借受候補者として選定し、この結果により最終的に市で借受候補者を決定します。

(2) 選定基準

選定基準及び選定基準に基づき設定する審査項目の概要は下記のとおりです。

- 1 事業計画書の内容が、市民の平等利用を確保することができ、かつ、サービスの向上が図られるものであること。
 - ・船舶の設置目的及び市が示した管理運営の方針との整合性
 - ・平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果
 - ・サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果
- 2 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
 - ・利用者増を図るための具体的な手法及び期待される効果
 - ・船舶の維持管理計画の内容、適格性及び実現の可能性
 - ・船舶の管理運営に係る経費の内容
- 3 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。
 - ・安定的な運営が可能となる人的能力
 - ・収支計画の内容、適格性及び実現の可能性
 - ・安定的な運営が可能となる経理的基盤
 - ・類似施設の運営実績
- 4 貸付料の金額について

(3) ヒアリング等

ア 選定に当たり、提出書類により応募資格、提案内容等を書類審査の後、選定委員会によるヒアリングを行います。

イ ヒアリングの日時、場所等については、後日、該当する申込者に対して書面で通知します。

ウ ヒアリングの出席者は3人以内とし、事業計画書中の組織体制表に基づく統括担当者については必ず御出席ください。ただし、出席者は原則として代表者及びその社員（任意団体にあつては構成員）に限ります。

ヒアリングの時間は、30分以内を予定しています。

(4) 審査結果の通知及び公表

ヒアリングの後、選定委員会で申込者の最終評価を行い、借受者として最もふさわしい法人等（以下「選定事業者」という。）を選定します。選定の結果は、申込者全員に書面で通知するとともに公表します。

8 事業実施状況の監視等

(1) モニタリング

市は、貸付期間中の借受者の業務の実施状況を把握し、必要なサービス水準を確保するため、モニタリングを行います。

モニタリングの結果、管理の基準や事業計画書に記載された事項等が達成されていない場合には、市は改善措置を講じる等の指導を行います。さらに必要な場合は、業務の停止や貸付の取消しを行うことがあります。

ア 定期モニタリング

定期的に業務報告書を提出していただき、市は当該報告に基づき状況確認を行います。

イ 随時モニタリング

必要に応じ、随時に状況確認等を行います。

(2) 利用者アンケートの実施

借受者は、利用者の利便性の向上等の観点から、アンケート等により利用者の意見・苦情等を聴取し、その結果及び業務改善への反映状況について、市に報告していただきます。

(3) 帳簿類等の提出要求

監査等に必要があると認める場合、借受者は可能な範囲で帳簿書類その他の記録を提出する必要があります。

9 その他

(1) 借受者の責任履行に関する事項

ア 借受者は、利用者の被災に対する第1次責任を有し、船舶又は利用者に被害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに市に報告しなければなりません。

イ 借受者は、事業継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに市に報告しなければなりません。

ウ 前記に規定するもののほか、借受者の履行責任に関する事項については、契約書で定

めることとします。

(2) 事業の継続が困難となった場合の措置

ア 借受者の責めに帰すべき事由による場合

借受者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、市は貸付の取消しをすることができるものとします。その場合は、市に生じた損害は借受者が賠償するものとします。また、次期借受者が円滑かつ支障なく、本船舶の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

イ 当事者の責めに帰することができない事由による場合

不可抗力等、市及び借受者双方の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとします。

一定期間内に協議が整わない時には、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。なお、借受者は、次期借受者が円滑かつ支障なく、本船舶の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

ウ 借受者の貸付取消後の対応

借受者の貸付取消後、他の法人等と、借受予定候補者としての契約締結について協議を行うことがあります。

エ その他

前記に規定するもののほか、事業の継続が困難となった場合の措置については、契約で定めます。

(3) 契約書の解釈に疑義が生じた場合等の措置

契約書の解釈に疑義が生じた場合又は契約書に定めのない事項が生じた場合については、市と借受者とは誠意を持って協議するものとします。

10 問い合わせ先

〒876-8585

佐伯市中村南町1番1号

佐伯市 観光ブランド推進部 観光課 管理係

電 話 0972-22-3358

F A X 0972-22-0025

電子メール kankouka@city.saiki.lg.jp

ホームページ <http://www.city.saiki.oita.jp/>

または

〒876-2492

佐伯市蒲江大字蒲江浦373番地1

佐伯市蒲江振興局地域振興課

電 話 0972-42-1111

F A X 0972-42-1119